

P R T R 対象物質調査会運営規程（案）

令和元年 10 月 2 日

1. 設置目的

薬事・食品衛生審議会の化学物質安全対策部会に、薬事分科会規程第六条の規定に基づき、P R T R 調査会（以下、「調査会」という。）を設置し、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質及び同条第 3 項に規定する第二種指定化学物質の指定の見直しについて、専門的見地から検討を行うこととする。

2. 座長

調査会に座長を置き、座長の指名により座長代理を選出する。

3. 会議の公開

- (1) 会議は公開とすることとし、会議において非公開と決したものを除き、配布資料についても公開する。
- (2) 座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な措置を課することができる。

4. 会議録、議事要旨

(1) 会議録について

- ① 会議録は、発言者の氏名を記載したうえで、発言内容を正確に記載する。
- ② 会議録は、合同会合に属する委員等に配布する。
- ③ 会議録は出席した全ての委員の了承を得た後に、厚生労働省のホームページへの掲載等により公開する。

(2) 議事要旨について

議事要旨については、事務局の責任で作成し、厚生労働省のホームページへの掲載により速やかに公開する。